11　署名、批准、受諾、承認及び加入
　この条約の署名解放期間並びに批准、受諾、承認及び加入手続について規定している。（第一一条関係）
12　地域的な経済統合のための機関による参加
　主権国家で構成され、かつ、この条約が規律する特定の事項について権限を有する地域的な経済統合のための機関は、同様に、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入することができること等について規定している。（第一二条関係）
13　不統一な法制
　締約国は、この条約で取り扱う事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する場合には、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約を自国の領域内の全ての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、いつでも別の宣言を行うことにより、その宣言を修正することができること等について規定している。（第一三条関係）
14　効力発生
　この条約の効力発生について規定している。（第一四条関係）
15　改正
　この条約の改正の手続とその効力について規定している。（第一五条関係）
16　廃棄
　この条約の廃棄の手続とその効力について規定している。（第一六条関係）

条約

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第十二号

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約

前文

この条約の締約国は、

商事紛争の当事者が当該紛争を友好的に解決する目的で第三者に支援を求める調停という解決方法の国際取引にとっての価値を認識し、

調停が、国際的な及び国内の商慣行において、訴訟に代わるものとして一層利用されていることに留意し、

調停の利用により、紛争が商事上の関係の終了を引き起こす事案の減少、商事上の当事者による国際取引の運営の促進、国による司法の運営の省力化等の重大な利益がもたらされることを考慮し、

異なる法的、社会的及び経済的な制度を有する国にとって受入れ可能な調停による国際的な和解合意のための枠組みを定めることが、調和のとれた国際経済関係の発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条　適用範囲

1　この条約は、商事紛争を解決するために当事者が書面によって締結した調停による合意（以下「和解合意」という。）であって、その締結時に次のいずれかに該当するという点で、国際的であるものについて適用する。

(a)　和解合意の二以上の当事者が異なる国に営業所を有すること。

(b)　和解合意の当事者が営業所を有する国が次のいずれかの国と異なること。

(i)　和解合意に基づく義務の実質的な部分が履行される国

(ii)　和解合意の対象である事項と最も密接な関係を有する国

2　この条約は、次の和解合意については、適用しない。

(a)　当事者の一方（消費者）が個人、家族又は家庭に関する目的のために行った取引から生じた紛争を解決するために締結されたもの

(b)　親族法、相続法又は雇用法に関するもの

3　この条約は、次の和解合意については、適用しない。

(a)　(i)裁判所によって認可され、又は裁判所における手続の過程で締結され、かつ、(ii)当該裁判所の属する国において判決と同様に執行することができるもの

(b)　仲裁廷の裁定として記録され、かつ、執行することができるもの